

第8期 第1回自治基本条例推進委員会 会議録（概要）	
開催日時	令和7年7月23日（水） 午後6時30分～午後8時30分
開催場所	阪南市役所3階全員協議会室
出席者	<p>【推進委員会委員】 新川委員長、壬生副委員長、田中委員、杉山委員、泉委員、小谷委員、小坂委員、谷口委員 8人出席</p> <p>【市】 副市長、未来創生部（藤原理事）、市民共創課（御坊谷課長、高木主事、橋口）</p>
傍聴人数	2人
議題	阪南市自治基本条例推進委員会の役割等について
資料	資料1 阪南市自治基本条例推進委員会委員名簿 資料2 阪南市自治基本条例推進委員会条例 資料3 阪南市自治基本条例推進委員会条例施行規則 資料4 阪南市自治基本条例（解説付） 資料5 阪南市市民参画手続条例（解説付） 資料6 阪南市地域まちづくり協議会条例 資料7 新しいまちづくりの仕組み「地域まちづくり協議会」設立に向けたガイドライン 資料8 阪南市自治基本条例・阪南市市民参画手続条例に基づく取組状況調査結果
会議	<p>【挨拶】副市長あいさつ</p> <p>【委員委嘱】委嘱状の交付</p> <p>【委員長及び副委員長の選出】 委員長に新川委員、副委員長に壬生委員を選出。 承認</p> <p>挨拶</p> <p>委員長 ただいま委員長に互選をいただきました。また2年間、よろしくお願いします。 この条例の制定にあたっては、市民の皆さまが一生懸命ワークショップで議論をしながら作ってこられた。それが2007年で、もう20年近くになります。この間、自治基本条例の色々な活動を進めていく中で、充実をし展開してきています。 一方で、この条例の本来のねらいである、阪南市で市民の皆さまによる自治が定着をし、そしてそれが大きな成果を生み出すところに至っているかについては、相変わらず、走り続けていく、努力し続けていくところが必要な状態というのが続いていると思っています。 この第8期にあたりましても、皆さんと一緒に、阪南市の自治をさらに発展させていくような、推進委員会の運営を行っていきたいと思</p>

	います。よろしくお願ひします。
副委員長	<p>副委員長を務めさせていただきます。</p> <p>私も8期と聞いてびっくりしたのですが、これまでの阪南市のまちづくりの取組が着々と進んでいる部分もありますので、しっかり振り返りながら、今の状況をきちんと理解し、新しいことや楽しいことにも柔軟にチャレンジできるような市に、一緒に色々議論をしたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。</p>
	【阪南市自治基本条例推進委員会の役割】
事務局	(阪南市自治基本条例推進委員会の役割について、資料1～3に基づき、理念や今までの経過を説明) (委員からの意見、質疑・応答はなし)
委員長	<p>『阪南市自治基本条例の推進について』プロジェクトによる投影と資料配布)</p> <p>それでは、自治基本条例のこれまでを皆さんと一緒に考え、出発点にしていきたいと思います。</p> <p>まず、自治基本条例を一体どう考えていいか。一般的には地方自治体で一番上位に置かれている条例で、この言い方が正確かについては議論がありますが、自治体の憲法のようなもの、と考えられています。地方自治、本市の基本的な理念や原則を定めたもので、同時に住民や市の権利や義務を定めている条例。同時に最高位の条例で、他の条例や、本市の色々な計画、行政運営といったものの基準になります。</p> <p>こうした条例は、日本全国で制定され、昨年度までの段階で4分の1ぐらい、409団体が持っています。名前は「自治基本条例」「まちづくり基本条例」で、基本的には同じような構造で作られている。その中でも本市は比較的早い段階で制定しました。自治の基本を条例でなぜ定めないといけないか。日本国憲法や地方自治法という法律があり、地方自治のことはある程度定められているが、あえて、自治体としての阪南市が自分自身で作るルールとして、みずからの最高法規を、自分たちで作っていく、そのことの意義があると考えられています。</p> <p>条例の制定権は、日本国憲法で定められた地方自治体の基本的な機能で、この条例には罰則規定はないが、罰金あるいは禁固等の制裁が加えられる部分も、条例で定めることができます。</p> <p>本市の場合も5年ごとに条例を見直す、推進委員会で議論をし、さらには議会で議論をしていただいて、慎重に審議をした上で、修正をかけていくという手続きになっています。</p> <p>本市では、2年あまりの時間をかけて、市民の皆さんと一緒にワー</p>

クショップを行い、内容を固め条例案を作成しました。

いずれにしても、条例は最終的には議会での議決が必要であり、修正をするにしても議決が必要である。軽々しく、中身を変えることができない、そういうルールになっています。この条例を定めることが、阪南市としての明確な意思を示していくということ、そして自治基本条例は、阪南市が自治をどう考えているのかを言葉にして、明確に宣言する。同時に、阪南市として、自分自身を律するルールを定めていける、そういう性質のものだと考えていただければと思います。

自治基本条例の制度や運用については、全国的にほぼ同じような基本原則を掲げています。一つは「参画」。「参画」や「協働」が強調されていることで、地方自治の中でも特に、住民自治、市民の皆さまの自治という観点から色々なルールが改めて定め直されている。市民の権利あるいは、市長、市議会の責務が定められていることで、地方自治体としての基本的なルールがなされているものが、自治基本条例と考えていただければと思います。

本市の自治基本条例にはいくつか重要な特徴があります。

一つは、二年あまりの期間をかけて、市民参加でこの条例が作られたという、全国的にも大いに注目されるプロセスを持っているということ。市役所1階の会議室で夜遅くまで、毎回何十人かの市民が集まって、ワークショップ形式で、喧々諤々議論をしました。そのあともシンポジウムや、市民の皆さまからの意見聴取を経て、平成21年にこの条例が制定されました。

ある意味、市民の皆さまの思いを議論して文章化した、言ってみれば、市民の自治を重視した条例です。もちろん、体系的には基本原則や市民、市長、議会、それぞれの責務や役割を明確に定めた条文構成で、基本条例とはいえ、市民参画や住民投票、総合計画といった具体的なところは個別で条文が定められ、実際にこの自治基本条例にしたがって市の活動が進むという規定も盛り込まれています。

ただ、基本条例で原則論が中心であり、総合計画のような基本的な計画はこの条例で定めているものの、それ以外のものについてはこの条例の原則に基づいて、それぞれ個別に定める、そして活動をする、そういう構想です。

本市自治基本条例の「こころ」については、条例の前文を見ていただけだと思います。これも市民の皆さんと本当に議論をしながら作りました。前文のキーワードを幾つか挙げると「山」「海」、それから、地域の自然と歴史の風土。この地域を次世代にぜひ伝えたいということ。同時に分権社会を担う市民の自治、市民参画、市民協働も、大きく進展させようという趣旨。そのために、市民や議会、行政の役割、

責任分担と協働、そういう前文になっています。前文自体は、私たち市民の行動を拘束するわけではないが、こうした趣旨に沿って具体的な目的や理念が定められています。

条文については、第1条から第4条までが条例の目的や理念を示し、市民や議会、行政の役割、或いは市民の活動による自治の確立を求めていきたい、また、最高規範性、一番上位のルールということを明確にしていきたい。人権尊重、市民参画そして市民協働にも踏み込んでいます。市民参画や市民協働については個別具体的な条文として後で改めて出てきますが、基本的な考え方は第1条から第4条で定められています。

同時に、この条例はいくつかの基本原則です。先ほどの目的・趣旨と重なり、この条例を実際に運用するときの、方法・手段として大事なことを改めて取り上げています。

自治の基本を実現するために、どういうふうにしていいか、その手だてを明らかにしたのが第3章です。市民の皆さん、市長、そして市議会の皆さんも、従うべき基本原則です。

一つは、市民参画と市民協働を原則にしていきましょう、ということ。本市の活動が、市民の皆さまの参画、協働が必ず伴わなければならない、ということを謳っています。それから、市民参画や協働を行っていく上で、情報の共有がなければ、実際の市民参画は進まないということで、市民の間でも議会や行政との間でも、情報の公開と共有が大きく掲げられています。

もう一つ大事なことは、お金の問題です。財政自治という原則をこの条例にも入れています。かつて、本市が陥った大変な財政危機という経緯もあり、財政の適正な運用、健全な財政を、自治基本条例の中でも謳っています。具体的に市民、議会、市長、或いは職員の権利や責務も、第8条から第15条にわたって、定めています。基本的な考え方であるため一般的なものではあるものの、同時にこういう責務をきちんと果たしましょう、原理原則を守りましょう、と、この第8条から第15条で定めています。基本的には参画と協働をしっかりと行い、情報の共有を行政、議会、市民の間で、確実に進めていくということ。行政サービスは、市民の皆さんに提供されなければならず、のために議会、そして行政の職員は、適正な市政運営に努力しないといけない、同時に市民の皆さんには、この運営を支えるための応分の負担をしなければならないという、イメージです。

少し個別具体的な内容についてもこの条例で定めています。

第16条では、市民活動団体についての権利や義務を定めています。同時に市民の皆さん、地域のコミュニティー活動やNPO活動、

福祉活動、教育活動等色々な活動をしています。このような市民の活動団体、市民の自主的な努力について、行政としてもしっかりと支えていくということ。同時に、行政や議会もこのような市民の意思を尊重し、活動を見守っていく、ということが求められています。

市民参画は、第17条から第19条で、他市の条例に比べてもしっかりと定めています。市の色々な計画における市民参画やその方法として、委員公募やパブリックコメント等の規定があります。こうした市民参画の機会確保のために、実際の制度整備をするように、と定めています。それに基づき、市民参画手続条例が作られています。

市民の皆さまの声に応えることが議会や市長の責任で、そのような「応答義務」も、この条例の中に定められています。それから、情報については、市民の参画・協働が進んでいくための基盤と考え、第21条から第25条まで広く定義されています。基本はもちろん、情報の公開・共有、議会や行政が一番説明をしていく責任があるということになっています。議会や行政は、市民の意見や要望に的確に対応することが義務づけられ、市民の皆さまには、市民同士の間でも、お互いにそれぞれの活動というのを、情報交換も活発にしていかないと市民協働も進まない、という趣旨です。

なお、個人情報については、当然保護されなければならず、適正な管理についてこの条例でも定められています。

それから、第26条の住民投票。その後、個別に住民投票条例を制定しています。住民投票については色々な議論がありますが、投票結果を尊重し市政の運用をしていくことが、市長や議会の皆さんに求められる構成です。

第27条が総合計画です。本市運営の基本になる計画が総合計画で、基本構想は議会で説明しています。「基本計画」は「基本構想」が長期的な考え方を示すとすれば、それを実現していくもの。具体的な計画への業務計画で、5年あるいは10年の計画ですが、その策定を義務づけています。計画策定にあたっては当然、市民参画が必要で、改めて定められているところです。

第30条・第31条では、条例の推進、見直しのため、この委員会が委員会条例として定められています。条例の進行状況、また、運用上問題がないのかをチェックするための組織として設置しています。条例本体については、見直しの条項により、5年ごとに見直す、と定められ、平成21年から大体5年ごとに、当委員会で見直しをしてきました。ほぼ10年後の平成29年、それから令和5年。根本的な見直しではなく、必要な部分の修正を行い、議決もいただいています。

次に、自治基本条例と推進委員会の役割について。条例に基づく市

政運営になっているかをチェック、足りないところがあれば補い、問題があれば解決策を提案しています。

これまでの7期の間にも、様々な改革・改善がされました。第1期は、まずは市民参画の制度が必要ということで、市民参画手続条例が制定されました。第2期以降は、運用改善であるとか、住民投票条例の答申、或いは協働の指針づくり。さらには、従来の「協働」に「共創」という概念を組み入れ、条例改正を行いました。第7期では「地域まちづくり協議会」という自治の仕組みを地域に作る、制度化も当推進委員会で行ってきたところです。

今までの見直しを少しだけ紹介していくと、平成25年度は、制定5年目の検証を実施。条例本体の改正は必要なく、条例の運用課題について問題提起をしました。市民への周知が当初から大きな課題ということで、行政運営の中では、市民参画や市民協働をどう実現するか試行錯誤で、そういう様子が明らかになりました。

第3期では、条文見直しをさらに検討、特に、住民投票条例が大きな課題で、条例制定について提言を行いました。さらに、市民協働を進めていくことで、その条文について、また、東日本大震災が発生したこともあり、危機管理・大災害をどうするのか、危機管理の基本についても条例に追加しようという提案がありました。

なお、運用上の課題は相変わらず解消されておらず、市政の公開性、或いは市民意向の反映も不十分、参画と協働の実質のところが問題として残っている状況でした。

第4期では、住民投票条例について、条例案として答申するところまでいきました。部会を設け、副委員長に部会長になっていただき、集中的に検討、大変ご苦労をおかけしました。ともかく非常に大きな課題であった、住民投票条例の検討ができたことが、第4期当委員会の大きな成果。条例の運用については変わらずチェックをし、条例の中身の周知、市民の皆さん、職員の方々も含めて学習が必要と指摘させていただきました。

第5期は、令和元年に住民投票条例が制定されたということもあり、同時に阪南市として、協働の指針を具体的に作っていこうと、当委員会でも議論することになりました。このような指針の検討も、部会を開いて検討し、令和3年3月に答申いたしました。

第6期では、今の条例規定に基づく見直しを検討、特に、条例を市民や市政全般への浸透が変わらず大きな課題です。まだまだ「参画」「協働」「共創」の推進が必要と、改めて指摘された、検討結果でした。併せて、条例本文については、具体的に「協働」の中に「共創」という考え方を組み入れました。それから「危機管理」のところに、

	<p>新型コロナウイルス感染症の流行もあり、「健康」「感染症等」を入れました。</p> <p>また、住民投票条例が制定されていたので、それに伴う多少の言葉の整理、それから国の個人情報保護法改正、個人情報をしっかりと保護しようという趣旨ですが、それに伴う変更を行いました。</p> <p>そして第7期、令和5・6年度です。ここでも、自治基本条例との運用についての検討がありました。</p> <p>自治基本条例についての意識が、市民、行政、含めてなかなか理解が進んでいないことについて問題提起がされました。それを踏まえ、次の新しい自治の仕組みづくりとして、「地域における協働によるまちづくり推進の検討」を行い、地域まちづくり協議会条例を制定するということになり、本年4月から、条例が施行されています。</p> <p>推進委員会でもこの地域まちづくり協議会の条例制定について検討、それから、設立に向けたガイドラインの検討を行いました。</p> <p>なお、地域まちづくり協議会については、最近のことですので、皆さまご承知のように、自治基本条例の基本理念や条例第16条もベースに、地域における協働によるまちづくりを推進するという目的のもと、市民、地域、自治会、市民活動団体、事業者その他色々な主体が参画をして、地域の活性化や地域課題の解決を推進する。おおよそ小学校区を念頭に置いた想定です。設立に向けたガイドラインも、この推進委員会で検討し、それをもとに実際に運営をしていく、そういう状況です。</p> <p>以上が第7期までの活動で、私の話は以上となります。</p> <p>ここまでのご質問・ご意見はありますでしょうか。</p>
委員	内容ではなく、この自治基本条例の文字が小さいので強調したほうがよいと思います。
委員長	<p>実は自治基本条例の運用でも、わかりやすくということ、それから誰にとっても、この自治基本条例は理解しやすいものでないといけないということは考えていました。</p> <p>文字の大きさ、或いは見やすさというのも大事な要素なのだと感じています。どのようなところでどのように表現すると、皆さんにとって良い形になるのか、改めて事務局含めて、一緒に検討していかなければと思います。よろしくお願ひします。</p>
委員	全体をまだ把握しきれていないのですが、自治基本条例本体の改正は平成29年と令和5年、2回ということでおよしいでしょうか。
委員長	後で再度確認しますが、大きく改正されたのはまず第3期、条文の見直しを行い、危機管理の基本について、自然災害に対応できるように定め直したこと。それから、令和5年の改正。それまでにず

	<p>つと議論をしてきたところですが、協働の定義の中に共創とか或いは危機管理の条文について感染症の問題も入れ、改正をしました。この2回が大きな改正です。</p> <p>では次の議題に進めます。</p> <p>次第7、阪南市自治基本条例、阪南市市民参画手続条例に基づく取組状況調査に移りたいと思います。</p> <p>事務局ご報告よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	(資料8に基づき、庁内の取組結果を説明)
委員長	<p>ご質問・ご意見はありますでしょうか。</p> <p>募集数に対して応募数がそれほど多くなく、広報が足りないのか、少し考えたほうが良いかもしません。</p> <p>パブリックコメントも基本的には実施されているが、30日以上という期間に対し、それよりも少ないものが見受けられる。今後は条例の規定通り実施していただくように、と思う。</p> <p>会議の公開についても、基本的には公開されているが、傍聴者の数からしても、もう少し市民に関心を持っていただいてもよいのかなと思います。</p>
事務局	<p>市民公募を行う際はウェブサイトや広報で、パブリックコメントについても、委員長からご指摘のあった通り、30日以上の期間厳守は庁内に啓発してまいります。会議は原則公開ですが、改めて、市長からも市のウェブサイトでさらにわかりやすい情報提供を行うように指示があり、ウェブサイトの「イベントカレンダー」に開催予定の会議を掲載してまいります。</p> <p>ホームページは新着情報に出るだけのような恰好になっているので、どれくらいアピールできるか、このあたりをどういう工夫ができるか、事務局でも色々考えているところですが、当委員会でも皆さんから良いアイデアをいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
委員	国民健康保険運営協議会は応募がゼロのことだが、この対応についてどうか。
事務局	経緯としては、委嘱中の委員が、国民健康保険の年齢から後期高齢者の年齢に達したということで、公募することとなった。しかし、応募者がなく、当該委員の方にどなたかいらっしゃらないですかということで、結局1名は確保された、ということです。
委員長	市民参画手続条例に基づく、参画の状況については、いろいろと課題が明らかになってきたところもあるかと思う。このあたりを今後、市民参画をより実質なものにしていくのか、当委員会としても、さらに、自治基本条例推進の観点から、しっかり検討していかなければな

	と思ひますので、よろしくお願ひします。 では次第8のその他について事務局からお願ひします。
事務局	次回は、来年1月もしくは2月あたりで考えております。
委員	具体的にどういう作業をして、我々第8期の推進委員会を行っていくのか。
委員長	一応、5年たったところで5年間の結果を見て、見直すということになつており、今期はその時期には当たっていないのですが、当然ながら、委員の皆さまから、条文或いは今の状況からして新たに課題がある、ということでご意見いただければ当委員会で検討することになりますので、ぜひ積極的に問題提起をしていただけたらと思います。
委員	改めて自治基本条例がすごく言葉が難しいな、と思いました。その中で、自分がやっていることが繋がっているというところまではなかなか消化しきれてないところもあり、まずは自治基本条例をよく読み込まないといけないな、と反省があります。改めて、自治基本条例を作られる凄さを聞いて、そう思います。地域の皆さんや先生型の頑張りだなど。その上で、読んでみます。
事務局	地域まちづくり協議会につきましては、すでに条例が施行されておりますが、これからも市民の皆さまへの周知を進めてまいります。
委員長	推進委員会としてもここまで関わってきておりますので、地域の委員の皆さまには、こうした地域まちづくり協議会に関わる色々な情報、ぜひご提供いただけるとありがたいと思いますのでよろしくお願ひします。
副委員長	地域まちづくり協議会はとにかく1つできたら、いいものができれば、またそこから3箇所できました、というふうになっていく、そうなつてほしいなと思います。大変難しいかと思いますが、実現に向けて頑張っていただけたら嬉しいです。よろしくお願ひします。
委員長	それでは、色々ご意見をいただきました。本日はご意見を承って、自分の中でも整理をしていきたい、今後の審議にまた活かしていただくことにしたいと思います。 本日は以上で終了したいと思いますが、各委員、よろしいでしょうか。
事務局	委員長どうもありがとうございました。 それでは本日の案件はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして、第8期第1回阪南市自治基本条例推進委員会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。 どうもご苦労さまでした。 ありがとうございました。